

資料番号	古文書名	標題	年代	差出・作成者	宛所	原・写・案	形状	数量	寸法 (cm)	欠損状況	一括状況	裏書・端裏書・包紙上書など	説明・注記	主題
2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔安威川筋一ノ堰・五社堰絵図〕	〔近世〕 .-.-	—	—	原	絵図 (彩色)	1枚	30.7×65.3				安威川中に設置された堰につき宝永7年時の仕様と当時の仕様を付紙で比較美麗	水利絵図
3-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋〕 (「摂津国島下郡太田村四組御引高帳并鹿絵図差上候控入」)	〔天保6.10.-〕	—	—	原	袋	1点	35.5×13.4		3-1の袋で3-2~3-4を一括	(袋表追記) 「未十二月上旬御見分」		土地村
3-3-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔覚〕 (勝五郎所持田畑4筆)	〔近世〕 .-.-	—	—	原	折紙	1点	19.1×24.8		3-1の袋で3-2~3-4を一括 3-3の1丁袋綴じ内に挟む			土地
3-3-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔損地・見取場見分により増米につき請書案〕	〔近世〕 .-.-	—	—	案	折紙	1点	19.0×24.8		3-1の袋で3-2~3-4を一括 3-3の4丁袋綴じ内に挟む		人名・村名に石高の記載あり	土地
5	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔安威川・佐保川筋用水絵図〕	文化14.5.下旬	—	—	原	絵図 (3色)	1枚	43.4×62.0			(注記) 「五社堰・一ノ堰地改御役人御越以前ニ出来」	北は福井村・安威村から南は水尾村まで、用水引取溝筋内見時に作成	水利絵図
6	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔安威川・佐保川筋用水鹿絵図〕	〔文化14.5.下旬〕	—	—	原	絵図 (3色)	1枚	42.7×60.5				5と同内容	水利絵図
7	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔安威川筋土砂付き絵図〕	〔文化8.-.〕	—	—	原	絵図 (彩色)	1枚	41.2×67.2 (最大)			(裏面朱書) 「富田村控絵図」 (注記) 「此絵図之儀者文化八辛……而、如絵図土砂付キ申候」	文化8年5月5日~7月1日の雨で川内に土砂が堆積、検分の上、安威組・五社組が手分けして水路を掻き分けるよう仰せ付け美麗	水利絵図
8	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔安威川筋五社堰普請絵図〕	〔文化10.-.〕	—	—	原	絵図 (彩色)	1枚	31.3×47.2			(上から2枚目の付紙裏書) 「御仮法再被仰渡掛紙候訳」の6条が並び、文化10年3月18日付、五社組惣代太田村頭百姓平右衛門・安威組惣代安威村年寄重治郎とあり	段階的な付紙16点により工事の過程を示す美麗	水利絵図
10	摂津国島下郡太田村寺川家文書	諸事日記 寺川義孝	弘化3.-.	〔寺川義孝〕	—	原	横帳	1冊	9.1×20.1				内容は「摂州島下郡村々役高附」(5丁半分)のみ	雑土地

16-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋〕（「天保五午年二月已来 真砂村一件袋 太田村庄屋寺川長兵衛」）	〔近世〕 .-.	〔太田村庄屋寺川長兵衛〕	—	原	袋	1点	33.2×14.8		16-1の袋で16-2～7を一括	袋の内容が少なく、脱落がある模様。無関係のものも混じる	村訴訟
16-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔呼出しの差紙〕	午〔天保5〕 .2.18	長柄御役所御印	摂州島下郡太田村庄屋長兵衛	写	切紙	1通	18.2×20.1		16-1の袋で16-2～7を一括	惣持寺村庄屋又兵衛方にも同じ差紙にて、18日夜同道にて郷宿へ参上	村訴訟
16-3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	約定一札之事（銀高勘定違いにより元利返済につき）	天保5.2.19	銀預り主真砂村利兵衛印、請人内瀬村五左衛門、同断庄村平左衛門印	真砂村御年寄中	写	縦紙	1通	28.1×40.6		16-1の袋で16-2～7を一括	村方諸帳面取調べにより確定、村方より借銀か	金融 村財政
16-4	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔書状〕（真砂村一件の訴答相對銀受渡しにつき立会い出勤の願い）	〔天保5〕 .3.3	大森又兵衛	寺川長兵衛様	原	切紙	1通	16.2×87.5		16-1の袋で16-2～7を一括 (脇付) 「要用書」	追伸に真砂村儉約定あり	村訴訟
16-5	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（以前高田屋出店改めにつき財産書上げ）	天保5.2.11	—	—	写	縦紙	1通	28.0×45.3		16-1の袋で16-2～7を一括	天保4.8.15～同5.1.15の改、江戸より大坂奉行所へ通知されたもの。高田屋嘉兵衛死後の密貿易嫌疑による關所関係か袋の上書とは無関係	犯罪記録
16-6	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔断簡〕（願書奥書部分）	天保6.8.7	右村百姓代市左衛門・次左衛門・茂兵衛ほか3名	—	写	縦紙 (断簡)	1点	28.2×23.0	前欠・宛先破損	16-1の袋で16-2～7を一括	村名不明	村
16-7	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔平塚溝水引場につき但書〕	〔近世〕 .-.	—	—	原	切紙	1点	16.5×9.0		16-1の袋で16-2～7を一括	もとは水利関係文書に付随か袋の上書とは無関係	水利
17	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔五人組書上げ〕	〔近世〕 .-.	—	—	案	折紙 (横半帳外れ)	1点	30.3×45.6			9組、計48名分、村名不明横半帳の反古紙裏を使用	村
18	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（屋敷・畑地・建家・竹藪書上げ）	〔近世〕 .-.	—	—	案	縦帳	1冊	24.7×17.3			寺川家の屋敷地か	土地家
19-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋〕（「文政十一子年改メ 太田村四組絵図入」）	〔近世〕 .-.	—	—	原	紐付袋	1点	29.1×21.0		19-1の袋で19-2～13を一括 (袋表追記) 「十二枚」	横帳外れ反古紙で作成	村 絵図
19-5	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔大田村本郷・上野境界付近絵図〕	〔近世〕 .-.	太田村庄屋彦次郎・年寄長兵衛、上野庄屋五兵衛ほか1名	—	原	絵図 (3色)	1枚	69.5×102.2		19-1の袋で19-2～13を一括	境界付近の田畑反畝・請人名記載	土地 絵図
19-6	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔太田村領内絵図〕	〔近世〕 .-.	—	—	原	絵図 (3色)	1枚	57.0×76.3		19-1の袋で19-2～13を一括	東は継体陵まで	村 水利 絵図
19-7	摂津国島下郡太田村寺川家文書	太田村高見之図	〔近世〕 .-.	—	—	原	絵図 (2色)	1枚	34.3×24.8		19-1の袋で19-2～13を一括	太田村本郷の規模表示 (南北：堂後池～下平井領境、約651間)	村 絵図

19-8	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔大田村堂後池以南絵図〕	〔近世〕 .-. -	—	—	原	絵図 (3色)	1枚	68.5×24.5		19-1の袋で19-2～13を一括		太田村集落の中心部から東方、丘陵際まで描く水路：黄土色、道：赤茶	村水利絵図
19-10	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔太田村堂後池付近絵図〕	〔近世〕 .-. -	—	—	原	絵図 (3色)	1枚	42.7×28.5		19-1の袋で19-2～13を一括		池および南側田地の規模記載	土地絵図
19-11	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔川筋井堰・水路図〕	〔近世〕 .-. -	—	—	原	絵図 (彩色)	1枚	109.7×40.3		19-1の袋で19-2～13を一括		場所不明	水利絵図
19-12	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔西国海道筋鹿絵図〕	〔近世〕 .-. -	—	—	写	絵図	1枚	42.6×28.0		19-1の袋で19-2～13を一括	(裏書) 「道絵図写」	宮田村から郡山町まで、大田村は街道筋 19-12・13の内容は同じ	交通絵図
19-13	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔山崎海道筋鹿絵図〕	〔近世〕 .-. -	—	—	写	絵図	1枚	42.8×28.1		19-1の袋で19-2～13を一括		宮田村から郡山町まで、大田村は街道筋 19-12・13の内容は同じ	交通絵図
20-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋〕 (「文政二年卯十一月 普請諸事書物入 寺川長兵衛」)	〔近世〕 .-. -	〔寺川長兵衛〕	—	原	袋	1点	30.2×19.8	虫損小	20-1の袋で20-2～20-42を一括		家の建築に関するもの	家建築
20-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	普請入用帳 寺川長兵衛	文政3.4.- (～同4.-.)	〔寺川長兵衛〕	—	原	横半帳	1冊	12.6×17.9		20-1の袋で20-2～20-42を一括		前半は入用書上げ、後半は職人・手伝人ごとに出勤書上げ	家建築
20-3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	辰年 材木通	辰 (文政3.2.12～同.6.26)	大茂	大 (太) 田村長兵衛様	原	横半帳	1冊	15.4×23.3		20-1の袋で20-2～20-42を一括		合計銀133匁3分	家建築
20-4	摂津国島下郡太田村寺川家文書	辰年 釘之通	〔文政3.1.-～同.6.23〕	釘屋新兵衛 (印)	寺川長兵衛様	原	横帳	1冊	12.2×34.1		20-1の袋で20-2～20-42を一括			家建築
20-5-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔建具代銀覚〕	辰 (文政3) .7.-前	さし物や善蔵	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	15.5×32.4		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-5-1～20-5-4を1綴		4月26日～7月4日分、計170匁8分	家建築
20-5-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚 (職人手間賃・諸入用算用)	辰 (文政3) .7.-前	左官与兵衛	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	14.8×92.8	破損中	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-5-1～20-5-4を1綴		3月6日～7月7日分	家建築

20-5-3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（大工手間賃・板代銀算用）	〔文政3〕.7.-前	大作	寺川長兵衛様	原	切紙	1通	16.8×45.2		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-5-1～20-5-4を1綴	手間人数のべ251人半	家建築
20-5-4	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（釘・金物代銀）	辰（文政3）.7.-前	ふくい平次郎	太田村寺川長兵衛様	原	切紙	1通	15.8×108.0	破損小	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-5-1～20-5-4を1綴	1月～6月23日分、計124匁9分1厘	家建築
20-6-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔針金代銀覚〕	〔文政3〕.7.-前	升屋左兵衛	長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×9.1		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-6-1～20-6-5を1綴	3月5日分、5匁2分5厘	家建築
20-6-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（板代銀）	辰（文政3）.7.-前	保兵衛	長兵衛様	原	切紙	1通	15.4×10.9		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-6-1～20-6-5を1綴	2匁	家建築
20-6-3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔手間賃覚〕	辰（文政3）.7.-前	たるや九兵衛	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×22.2		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-6-1～20-6-5を1綴	2月1日～5月14日分、3人半、9匁1分	家建築
20-6-4	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（道坪等代銀）	辰（文政3）.7.-前	たるや治介	寺川氏長兵衛様	原	切紙	1通	16.4×23.5	焼損小	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-6-1～20-6-5を1綴	26日分、8匁3分・32文	家建築

20-6-5	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（銀168匁8分請取）	辰（文政3）.7.13	さし物屋善蔵（印）	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	16.5×20.0		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-6-1～20-6-5を1綴		家建築
20-7-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（釘・金物代銀）	辰（文政3）.12.-	釘や平二郎	寺川長兵衛様	原	切紙	1通	15.8×19.3		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	7月29日・8月20日分、計4匁9分	家建築
20-7-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔釘代銀覚〕	辰（文政3）.12.-	いつゝや源助	太田村帳（ママ）兵衛様	原	切紙	1通	16.5×10.3		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	9月7日分、9分5厘	家建築
20-7-3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔入用覚〕	辰（文政3）.12.-前	升屋左兵衛	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	15.4×13.2	破損小	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	11月17日分、134文	家建築
20-7-4	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（大工手間賃）	〔文政3〕.-.-	大作	太田長兵衛様	原	切紙	1通	16.0×26.5		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	のべ34人、84匁4分	家建築
20-7-5	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（灰・竹・米等代銀算用）	辰（文政3）.12.28	大坂や与兵衛	寺川長兵衛様	原	切紙	1通	15.3×28.8		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	7月×合計（20-7-6の銀高）～11月9日分	家建築

20-7-6	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（炭・竹・藁灰等代銀算用）	辰（文政3）.7.-前	大坂や与兵衛	寺川長兵衛様	原	切紙	1通	15.2×31.6		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	1月28日分、計213匁3分4厘	家建築
20-7-7	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（手間賃）	〔文政3.12〕.-	—	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	14.6×18.8		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	8月23日～10月26日分、のべ9人、21匁1分	家建築
20-7-8	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（柄杓・さらへ・桶等代銀）	辰（文政3）.12.-前	たるや治介	当村長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×28.3		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	18匁3分・231文	家建築
20-7-9	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（職人手間賃・諸入用）	辰（文政3）.12.-前	左官与兵衛	太田長兵衛様	原	切紙	1通	16.0×15.5		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	11月18日分	家建築
20-7-10	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔障子代銀覚〕	辰（文政3）.12.-前	さし物屋善蔵	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	17.7×13.8		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	10月20日分、18匁3分	家建築
20-7-11	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔釘・金物代銀覚〕	辰（文政3）.12.-	山市	大（ママ）田庄屋長兵衛様	原	切紙	1通	15.9×40.0	破損小	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	7月28日～9月24日分、計28匁3分5厘	家建築

20-7-12	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（材木代銀）	辰（文政3）.12.-	大茂	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×36.3	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-7-1～20-7-12を1綴	8月3日～9月27日分、28 匁4分8厘	家 建築
20-8-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（釘入用）	〔文政3頃〕.7.28	—	—	原	折紙	1通	13.2×18.1 (2つ折)	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-8-1～20-8-6を1綴		家 建築
20-8-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（職人手間賃）	〔文政3頃〕.- .-	尾張	大（ママ）田村長兵衛様	原	折紙	1通	12.2×33.5 (2つ折)	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-8-1～20-8-6を1綴	1月11日～6月7日分、38 人半、88匁5分3厘	家 建築
20-8-3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（瓦枚数・職人）	〔文政3頃〕.- .-	—	—	原	折紙	1通	11.9×32.1 (2つ折)	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-8-1～20-8-6を1綴	5・6日分	家 建築
20-8-4	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔職人覚〕	〔文政3頃〕.- .-	寺川元次郎	寺川長兵衛様	原	折紙	1通	12.6×34.5 (2つ折)	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-8-1～20-8-6を1綴	11～16日分	家 建築
20-8-5	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（丸太代銀）	〔文政3頃〕.- .-	国見忠左衛門	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	16.0×16.7	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-8-1～20-8-6を1綴	1月7日～2月9日分、計25 匁7分5厘	家 建築

20-8-6	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（手間賃・畳類代銀）	〔文政3頃〕.10.24	十日市畳屋平右衛門	太田寺川長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×45.9		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-8-1～20-8-6を1綴	合計50匁4分5厘	家建築
20-9	摂津国島下郡太田村寺川家文書	勝手間之覚（材木・釘・瓦・大工代）	〔文政3頃〕.-.-	—	—	原	切紙	1点	16.4×125.9		20-1の袋で20-2～20-42を一括	梁行3間・桁行5間 南間・台所・新家・庭あり	家建築
20-10	摂津国島下郡太田村寺川家文書	勝手之間（材木覚）	〔文政3頃〕.-.-	—	—	原	切紙	1点	16.5×64.9		20-1の袋で20-2～20-42を一括		家建築
20-11	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔材木・瓦点数覚〕	〔文政3頃〕.-.-	—	—	原	切紙	1点	16.4×33.3		20-1の袋で20-2～20-42を一括		家建築
20-12	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔材木・瓦・釘・工手間代銀見積覚〕	〔文政3頃〕.-.-	—	—	原	切紙	1通	15.1×138.8		20-1の袋で20-2～20-42を一括		家建築
20-13	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（材木代銀見積）	〔文政3頃〕.-.-	—	—	原	切紙	1通	16.0×124.9		20-1の袋で20-2～20-42を一括 （端書）「保兵衛殿二積り懸ケ申候也」	合計385匁9分8厘	家建築
20-14	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（丸太調達につき）	卯（文政2）.11.26	—	—	原	切紙	1通	16.1×35.0		20-1の袋で20-2～20-42を一括 （奥書）「保兵衛殿へ誂申候」		家建築
20-15	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（材木・畳調達願い）	卯（文政2）.11.28	長兵衛	保兵衛殿	原	切紙	1通	16.0×59.2		20-1の袋で20-2～20-42を一括		家建築
20-16	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔書状〕（寒天株札・別紙請取書落手につき）	辰（文政3）.4.3	西村伊六	寺川長兵衛様	原	切紙	1通	16.4×52.1		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-16に17を巻込み一括 （脇付）「貴答」		家建築

20-17	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（金16両2歩2朱銀替受取）	辰（文政3）.4.3	太田村長兵衛	上野伊六殿	原	切紙	1通	15.4×16.6	20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-16に17を巻込み一括		家建築
20-18	摂津国島下郡太田村寺川家文書	乍恐口上（小障子寸法間違いの詫び、書出し分の銀子受取につき）	巳（文政4）.7.13	さし物や善蔵	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×60.9	20-1の袋で20-2～20-42を一括	奥の受取覚（17匁4分）に「茨木・指善」の印あり	家建築
20-19	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔車燈・小障子等代銀覚〕	巳（文政4）.7.-前	さし物屋善蔵	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×15.6	20-1の袋で20-2～20-42を一括		家建築
20-20	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔針金代等覚〕	巳（文政4）.7.-前	なべや市兵衛	庄屋長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×21.0	20-1の袋で20-2～20-42を一括	3月22日～5月15日分	家建築
20-21	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（材木代）	巳（文政4）.7.-	大茂	太田村長兵衛様	原	切紙	1通	16.4×29.8	20-1の袋で20-2～20-42を一括	3月17日～5月13日分、合計23匁5分	家建築
20-22	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（瓦代明細書上げ）	巳（文政4）.7.-	瓦屋又兵衛	太田長兵衛様	原	切紙	1通	16.1×83.6	20-1の袋で20-2～20-42を一括	3月8日～5月4日分、合計銀90匁3分6厘	家建築
20-23	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（金2両銀替受取）	〔文政3頃〕.4.3	氷室瓦師又兵衛	太田長兵衛様	原	切紙	1通	24.6×17.4	20-1の袋で20-2～20-42を一括		家建築
20-24	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔瓦点数覚〕	〔文政3頃〕.-	かわらや又兵衛	太田長兵衛様	原	折紙	1通	23.8×34.0	20-1の袋で20-2～20-42を一括	2月20日～3月10日分	家建築
20-25	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（瓦代・手間代算用）	〔文政3頃〕.-	惣助	寺川長兵衛様	原	切紙	1通	16.0×44.0	20-1の袋で20-2～20-42を一括	3月6日～7月11日で銀57匁4分5厘、残金27匁1分4厘	家建築
20-26	摂津国島下郡太田村寺川家文書	おほへ（畳・敷物点数につき）	〔文政3頃〕.-	—	—	原	切紙	1点	16.5×48.3	20-1の袋で20-2～20-42を一括	万吉・藤蔵・又七・保兵衛の名前、22日・25日の日付あり	家建築

20-27	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（板代・瓦代・手間代等）	〔文政3頃〕 .-. .-	—	—	原	切紙	1点	16.6×54.2		20-1の袋で20-2～20-42を一括		家 建築
20-28	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔手伝人覚〕	〔文政3頃〕 .-. .-	—	長兵衛様	原	切紙	1点	16.4×61.8		20-1の袋で20-2～20-42を一括	2月23日～4月11日でのべ47人	家 建築
20-29	摂津国島下郡太田村寺川家文書	毛すへ覚	〔文政3頃〕 .-. .-	—	—	原	折紙	1点	24.7×34.8		20-1の袋で20-2～20-42を一括	合計241貫	家 建築
20-30	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（丸太3本代銀）	辰（文政3） .2.30	大坂屋八郎兵衛	大田村藤左衛門様	原	切紙	1通	15.4×18.2		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-30～20-33を紙縫で一括	1月6日分	家 建築
20-31	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（丸太10本代銀）	〔文政3頃〕 .-. .-	あい彦三郎	大田村藤左衛門様	原	切紙	1通	15.8×35.1		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-30～20-33を紙縫で一括	代銀10匁5厘	家 建築
20-32	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（丸太32本代銀）	〔文政3頃〕 .-. .-	藤左衛門	長兵衛様	原	切紙	1通	15.9×27.1		20-1の袋で20-2～20-42を一括 20-30～20-33を紙縫で一括	代銀16匁5分7厘	家 建築

20-33	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（板1枚代銀）	〔文政3頃〕 .- .-	藤左衛門	長兵衛様	原	切紙	1通	15.9×10.5		20-1の袋 で20-2～ 20-42を一 括 20-30～ 20-33を紙 縫で一括	1月14日分、代銀8匁	家 建築
20-34	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（各種材木代銀）	卯（文政 2） .12.-	保兵衛	長兵衛様	原	切紙	1通	15.4× 102.3		20-1の袋 で20-2～ 20-42を一 括 10-34～ 20-37を巻 込み一括	合計332匁7分1厘	家 建築
20-35	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（板6枚代銀）	卯（文政 2） .12.-	保兵衛	長兵衛様	原	切紙	1通	15.7×28.3		20-1の袋 で20-2～ 20-42を一 括 10-34～ 20-37を巻 込み一括	合計71匁5分	家 建築
20-36	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（手間代・米代等勘定 済）	辰（文政 3） .6.23	太田長兵衛	尾張殿	原	切紙	1通	15.2×20.0		20-1の袋 で20-2～ 20-42を一 括 10-34～ 20-37を巻 込み一括		家 建築
20-37	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（瓦葺引合せ）	〔文政3頃〕 .- .-	—	—	原	切紙	1通	14.8×25.0		20-1の袋 で20-2～ 20-42を一 括 10-34～ 20-37を巻 込み一括		家 建築

20-38	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔瓦点数・材木代覚〕	〔文政3頃〕 .-. .-	—	—	原	折紙	1点	24.7×34.0		20-1の袋で20-2～20-42を一括	反古か	家 建築
20-39	摂津国島下郡太田村寺川家文書	覚（瓦点数ほか）	〔文政3頃〕 .-. .-	—	—	原	切紙	1点	15.4×56.0		20-1の袋で20-2～20-42を一括	反古か	家 建築
20-40	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔建物平面図〕（部分か）	〔近世〕 .-. .-	—	—	原	切紙	1点	24.3×33.8		20-1の袋で20-2～20-42を一括		家 建築
20-41	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔建物平面図〕	〔近世〕 .-. .-	—	—	原	切紙	1点	24.3×32.5	破損大	20-1の袋で20-2～20-42を一括	8畳・6畳	家 建築
20-42	摂津国島下郡太田村寺川家文書	売渡し申屋敷之事	卯（文政2か） .11.9	大蔵寺村古藤十蔵代勤兵衛（印）、世話人若松や利右衛門・同佐兵衛	太田村長兵衛様	原	縦紙	1通	24.1×33.3		20-1の袋で20-2～20-42を一括	屋敷1軒、代銀760匁 大蔵寺村は摂津国服部村の一部か	金融
21-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋〕（「文政十二年丑十二月 御用銀帳入 太田村」）	〔近世〕 .-. .-	—	—	原	紐付袋	1点	33.6×20.8		21-1の袋で21-2～10を一括		領主 財政
21-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	午年水論一件諸入用覚 太田村	寛政10.12.-	—	—	原	横帳	1冊	12.5×34.4		21-1の袋で21-2～10を一括	江戸まで出願一件、費用は村小入用割へ御用銀とは無関係	水論 村財政
21-4	摂津国島下郡太田村寺川家文書	御用銀人前取集帳 太田村	文政12.-.-	—	—	原	横帳	1冊	12.5×35.0		21-1の袋で21-2～10を一括	本郷60名分、合点と合計は朱書 合計1貫55匁1分6厘、出作寄銀分計53匁5分6厘	領主 財政 村
21-5-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	御用銀月懸七月取集帳 太田村	文政13.7.7	—	—	原	横帳	1冊	12.6×35.0		21-1の袋で21-2～10を一括 21-5-1・2を一括	（書出し）「御用銀半季分」	領主 財政 村
21-5-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	御用銀月懸十一月取集帳 太田村	文政13.11.晦	—	—	原	横帳	1冊	12.6×35.2		21-1の袋で21-2～10を一括 21-5-1・2を一括	本郷60名分	領主 財政 村
21-6	摂津国島下郡太田村寺川家文書	御用銀月懸取集帳 太田村	天保2.8.25	—	—	原	横帳	1冊	12.5×33.4		21-1の袋で21-2～10を一括	本郷60名分、合点と合計は朱書 寄銀分合計527匁6分3厘	領主 財政 村

21-7	摂津国島下郡太田村寺川家文書	御用銀月懸取集帳 太田村	天保3.7.5	—	—	原	横帳	1冊	12.3×34.2		21-1の袋で21-2～10を一括	本郷60名分、組ごとに合計を記載	領主 財政 村
21-8	摂津国島下郡太田村寺川家文書	御用銀月懸取集帳 太田村	天保4.7.5	—	—	原	横帳	1冊	12.2×34.3		21-1の袋で21-2～10を一括	本郷60名分、組ごとに合計を記載	領主 財政 村
21-9	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔御用銀算用覚〕	巳（天保4）.12.-前	—	—	原	切紙	1点	15.7×58.2		21-1の袋で21-2～10を一括	御用銀54貫959文 12組あり、各組で合算	領主 財政 村
21-10	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔御用銀算用覚〕	〔近世〕 .-.-	—	—	原	切紙	1点	16.3×69.0		21-1の袋で21-2～10を一括	12組あり、各組で合算	領主 財政 村
22	摂津国島下郡太田村寺川家文書	家屋敷田畑質物証文帳（借銀25貫目）	文化11.10.-	〔松原村新堂質主七郎右衛門・藤兵衛・喜平次ほか55名〕	—	原	縦帳	1冊	24.6×16.8			10か年賦、貼紙多し、借主印抹消 後世の表紙に糊付、題箋に鉛筆書で太田村とあるが、内容からして、他村の可能性大	村 金融
23	摂津国島下郡太田村寺川家文書	文化九年申六月廿七日ニ増島・高畑両村式拾三ヶ村相手取候訴状并御裏書之写（悪水落水道敷地年貢米代銀不渡出入りにつき）	文化9.6.27	高畑村庄屋弥助印・年寄源蔵印、増島村庄屋九左衛門印ほか1名、[奥印]蒲田庄屋太郎兵衛印、十八条村庄屋市郎右衛門印、南宮原村庄屋要右衛門印	御奉行様	写	縦帳	1冊	25.3×17.2		（裏書写）「如斯訴状差出候間、埒明……於不参者可為曲事者也／申六月廿七日 信濃印・伯耆印」	[相手]摂津国西成郡浜・川口新家・西・山口・南方・小島・橋寺・新家・三番・天王寺庄・下新庄・上新庄・大道新家・北大道・宮原新家・堀・南大道・西大道・木寺・北宮原・薬師堂・川口・柴島の各村 追記により7月19日大坂東町奉行所で対決の様相島下郡太田村とは無関係後世の表紙に糊付	水論
24	摂津国島下郡太田村寺川家文書	宝暦十年辰九月、花田武助様・木村嘉平治様御見分ニ付御用留	（宝暦10.9.- / 同13.4.-）	〔門真庄二番村六兵衛〕	—	原	横半帳	1冊	12.7×17.5	虫損中		河内国茨田郡門真庄6か村に關係する浜村領の悪水樋の見分 後部に宝暦13年4月付、門真二番村九郎右衛門俵の往来手形の写あり 島下郡太田村とは無関係	水利 水論
25-1	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋〕（「助郷書附入」）	〔明治〕 .-.-	—	—	原	紐付袋	1点	27.1×22.0	破損中	25-1の袋で25-2～21を一括	横半帳表紙の反古を利用して作製	交通

25-2	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋〕（慶応元年7月、東海道草津・石部宿助郷、普請役村柄見分につき嘆願書類入）	〔近世〕 .-.	〔門真二番村中塚〕	—	原	袋	1点	27.1×19.5	破損中	25-1の袋で25-2～21を一括	（袋表注記）「門真貳番村中塚控」	袋の中に何も入っていない状態だが、元は少なくとも25-3～9を収納か	交通
25-3	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔廻状〕（今般御進発につき東海道守口宿助郷の触書）	丑（慶応1）.5.4	豊前御印・佐渡御印	河州茨田郡大庭六番村・同七番村・同八番村ほか49か村名主・組頭	写	切紙	1通	15.7×93.3		25-1の袋で25-2～21を一括		第2次長州征討に關係（閏5月16日、將軍家茂江戸出発、22日上洛参内）	交通
25-4	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔廻状〕（近来人馬継立多忙につき当5月より守口宿へ村々半高勤めの当分助郷の触書）	丑（慶応1）.5.17	豊前御印・佐渡御印	河州茨田郡大庭六番村・七番村、貳番村之内八番村ほか289か村名主・組頭	写	切紙	1通	15.7×73.2		25-1の袋で25-2～21を一括		村々諸引高を除き、残高の半分に当分助郷役を賦課	交通
25-5	摂津国島下郡太田村寺川家文書	乍恐以書附御歎願奉申上候（守口宿助郷村々困窮につき当分助郷仰せ付けられ、外宿への助郷は容赦の願い）	〔幕末〕 .-.	（東海道守口宿定助郷西橋波村外六ヶ村、増助郷仁和寺村外三十ヶ村）	—	案	切紙	1通	16.3×145.3	虫損小	25-1の袋で25-2～21を一括		守口宿定助郷は元禄7年から7か村へ割替え。宝暦13年、隣村7か村3000石に加助郷、嘉永元年仁和寺ほか30か村6168石へ増助郷仰せ付け。総高1万石で勤める	交通
25-6	摂津国島下郡太田村寺川家文書	乍恐以書附御歎願奉申上候（今般草津宿等助郷願い上げにつき外宿への助郷は容	〔幕末〕 .-.	〔多羅尾主税御代官所守口宿続き7か村〕	—	案	切紙	1通	15.7×155.6	虫損中	25-1の袋で25-2～21を一括			交通
25-7	摂津国島下郡太田村寺川家文書	乍恐以書附御歎願奉申上候（門真庄は難波の村方につき外宿への助郷は容赦の願い）	〔幕末〕 .-.	右村（多羅尾主税御代官所河州茨田郡門真貳番村）庄屋・年寄	—	案	切紙	1通	15.9×118.3	虫損小	25-1の袋で25-2～21を一括		門真庄は河内国第一の地底で、去申～子年の10か年に2年破免あり。用水樋・悪水吐方維持に多分の費用が掛かる	交通
25-8	摂津国島下郡太田村寺川家文書	乍恐以書附御歎願奉申上候（守口宿加助郷7か村に対し外宿への助郷は容赦の願	慶応1.7.19	右宿（守口宿）問屋五郎兵衛・年寄左兵衛	御用先中川亮平様・横山倍太郎様	案	半紙2つ折	1通	25.0×33.9		25-1の袋で25-2～21を一括		守口宿加助郷は南拾番・北拾番・下島・八番・七番・六番・門真貳番村	交通
25-9	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔三重の助郷勤方により困窮につき願書案〕	〔慶応2〕 .-.	右村〔門真二番村〕茂右衛門	—	案	半紙2つ折	1通	24.0×30.8		25-1の袋で25-2～21を一括		助郷勤方は、守口宿加助郷（宝暦13.5～）・当分助郷（元治1.5.1～）・皆高勤め（慶応1.5～）	交通
25-10	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔二重三重の助郷勤方により困窮につき願書〕	慶応2.11.-	右村（河州茨田郡門真二番村）庄屋茂右衛門	御役所	写	半紙2つ折	1通	25.1×34.2		25-1の袋で25-2～21を一括		助郷勤方は、守口宿加助郷（宝暦13.5～）・当分半高勤め（元治1.5.1～）・皆高勤め（慶応1.5～）。それぞれの勤高を記す	交通

25-11	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔二重三重の助郷勤方により困窮につき願書〕	慶応2.11.-	右村（河州茨田郡門真式番村） 庄屋茂右衛門（印）	信楽御役所	原	半紙2つ折	1通	25.1×34.3		25-1の袋で25-2～21を一括	助郷勤方は、守口宿加助郷（宝暦13.5～）・当分半高勤め（慶応1.5.1～）・当分皆高勤め（同.5.4～）。それぞれの勤高を記す	交通	
25-12	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔二重三重の助郷勤方により困窮につき願書〕	慶応2.11.-	右村（河州茨田郡門真式番村） 庄屋茂右衛門	御役所	写	半紙2つ折	1通	25.1×34.2		25-1の袋で25-2～21を一括	助郷勤方は、守口宿加助郷（宝暦13.5～）・当分半高勤め（慶応1.5.1～）・当分皆高勤め（同.5.4～）。それぞれの勤高を記す	交通	
25-13	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔二重三重の助郷勤方につき届書案〕	〔慶応2.11〕.-	—	—	案	切紙	1通	15.7×28.4	破損小	25-1の袋で25-2～21を一括	助郷勤方は、守口宿加助郷（宝暦13.5～）・当分半高勤め（慶応1.5.1～）・当分皆高勤め（同.5.4～）。それぞれの勤高を記す	交通	
25-14	摂津国島下郡太田村寺川家文書	府藩県による助郷手当てにつき触れ／駅通規則布告につき触れ	辰〔明治1〕.9.-	駅通御役所	伏見宿より西国街道、肥前・長崎迄宿々伝馬所役人	写	縦帳	1冊	25.2×16.9		25-1の袋で25-2～21を一括	（奥書）「十月十八日三番より南十番村へ」	交通	
25-15	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔助郷村々取調方規則〕	〔明治2か〕.-	—	—	写	半紙2つ折	1通	24.8×33.9		25-1の袋で25-2～21を一括	文中に「旧幕府」とあり	交通	
25-16	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔助郷勤方取調べにつき届書〕	明治2.10.-	右村（河州茨田郡門真式番村） 庄屋茂右衛門	堺県御役所	写	半紙2つ折	1通	23.8×34.3		25-1の袋で25-2～21を一括	（奥に注記）「明治二巳年十月／助郷勤方御取調ニ付書上帳」（実際には他6村と共に縦帳形式で提出したらしい）	助郷勤方は、紀伊様通行時のみ守口駅加助郷（宝暦13～文久3）・同駅助郷（元治1～慶応4.4）・同駅附属（慶応4.5～）	交通
25-17	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔助郷勤方取調べにつき届書案〕	〔明治2〕.-	—	—	案	半紙2つ折	1通	24.0×34.1	破損小	25-1の袋で25-2～21を一括	助郷勤方は、守口宿加助郷（宝暦13.5～）・当分皆高勤め（慶応1.5～）・同宿附属（明治1.5～）。それぞれの勤高を記す	交通	
25-18	摂津国島下郡太田村寺川家文書	紙・蠟燭の通	〔近世〕申.-（～西.1.-前）	もり口中屋由三郎	二番村中塚御氏様	原	横半帳	1冊	15.4×23.1		25-1の袋で25-2～21を一括	本紙1丁のみ記載	商業	
25-19	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔宗門改帳断簡〕	〔近世〕.-	—	—	原	帳外れ	4点	24.0×17.2（2つ折）	虫損中	25-1の袋で25-2～21を一括	4点は内容連続、門真一番古橋村願得寺旦那	戸口	

25-20	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋断簡〕（「天保十二年子三月 五人組帳巻冊・宗門御改帳巻冊・奥寄帳巻冊河州茨田郡門真二番村」）	〔近世〕 .-. -	—	—	原	紐付袋断簡	1点	28.4×24.6	虫損小	25-1の袋で25-2～21を一括	袋表面のみ	雑	
25-21	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋断簡〕	〔近世〕 .-. -	—	—	原	紐付袋断簡	2点	21.2×18.0 (最大) / 25.0×17.9	虫損小	25-1の袋で25-2～21を一括	小さい方に「下帳」と記載、1つの袋が前後2つに分離したものが	雑	
26	摂津国島下郡太田村寺川家文書	〔袋〕	〔近世〕 .-. -	—	—	原	袋	1点	30.8×21.8			(袋表注記) 「十四冊」	どの村のものか不明	雑